



佐賀県議会

平成18年
2月20日(月)

(◎母が県例規集に登載すべきの)

III 次 選舉管理委員会事項

○佐賀市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに

(平成17年11月1日)

上記審査申立人から平成17年12月15日に提起された平成17年10月23日執行の

佐賀市議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

○
" 对する裁決

(平成17年11月1日)

○ 選舉管理委員会申立て

○佐賀県選舉管理委員会申立て

平成十七年十一月二十日執行の佐賀市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに、当選の効力を認めた。

平成十八年二月二十日

佐賀県選舉管理委員会
監査取扱
松尾　晃男

を行った。

申立人は、原決定を不服として、平成17年12月15日、当委員会に対し、

原決定における当選の効力に関する異議の申出の棄却を取り消し、本件選挙の当選人吉川隆の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

① 市委員会の発表によると有効である可能性の高い投票が19票どこかに紛失しているということになる。

② この19票が発見され、その配分によれば当落が変わる可能性がある。

審査申立人 広瀬泰則

佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮2436番地

審査申立人 傍示暢昭

佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階

上記5名代理人弁護士河西龍太郎

- (3) 申立人永済利己との得票差19票以内の当選者はすべて速やかに再度票の洗い直しをし、当落を検討すべきである。
- (4) 従前の選挙での持ち帰り票はせいぜい1票となっている。今回のようには19票もの持ち帰りは過去においてはない。
- (5) 市委員会は当初、投票総数が投票者数より13票多かったことにつき何の根拠もなしに偽造であると独断し、今回、投票総数が投票者数よりも19票少ないことが判明すると、またしても何ら根拠もなしにすべて持ち帰りであると独断している。

第3 裁決の理由

1 審理の概要

- (1) 当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして受理し、市議会から弁明書を徵するとともに、申立人からは反論書の提出を受け、職権により市議会に対し本件選挙に係る選挙録の写し（以下「本件選挙録」という。）等関係書類の提出を求め、これを收受し検討を行った。

- (2) 本件申立ての内容は、投票所又は選挙会場において19票の所在不明票が発生していることの疑義が最大の論点であったので、本件選挙の選挙長、選挙立会人9名、開票事務従事者10名、投票管理者3名、投票立会人2名及び投票事務従事者2名並びにその当時の市議会議員長、市議会事務局長及び副局長の合計30名の証人に對し、平成17年12月26日、同月28日、平成18年1月10日、同月12日、同月13日及び同月23日の6日間にわたり証人尋問を行い、さらに申立人に対し平成18年1月13日に口頭意見陳述の機会を与えた。
- (3) 市議会から提出された本件選挙録によれば、本件選挙においては、定数38に対し52人が立候補し、最下位當選人である候補者吉川隆の得票数は1,753票であり、また、次点である候補者永済利己の得票数は1,752.774票で、その差は0.226票と僅少であった。したがって、申立人の言う19

2 開披再計算の結果

(1) 本件選挙の全投票及び残票の開披再計算を行った結果、

投票総数	110,489票
有効投票数	107,844票
無効投票数	2,645票

であるということが確認された。

また、市議会から提出のあった「不在者投票に関する調書」から不在者投票に係る未返還の投票用紙が7枚あったこと、残票の中にその後返還された投票用紙が3枚あったことが確認され、したがって、現在も未返還のままの投票用紙が4枚あるということが認められた。

一方、市議会から提出のあった投票用紙印刷に係る「物品納入請書」から印刷された投票用紙は160,500枚であったことが確認されたため、差し引き 19枚

が不足していることが認められた。

この数字は、原決定の中の

持ち帰り、その他 19名
の数字と一致する。

票の所在不明票の存否によつては、当選の効力に異動を生ずるおそれがあつたため、平成18年1月10日から13日の4日間にわたり、佐賀県職員互助会館において、申立人、利害関係人である吉川隆及び市議会事務局職員の立会いのもと、市議会が保管する本件選挙に係る全投票用紙の提出を求め、その封印等に異常のないことを確認のうえ、職権により全ての有効投票、無効投票及び本件選挙の投票に用いられなかつた投票用紙（以下「残票」という。）について開披して再計算を行つた。

(4) 以上の結果を踏まえ、当委員会において議論を重ね、申立人の主張を慎重且つ厳正に審理した。

(2) この19枚がどういう経緯で発生したのか、当委員会では、選舉長、選舉立会人及び開票事務従事者を証人尋問したが、選舉会場における何人かによる投票の抜き取り又は紛失という事実は認められなかった。

また、投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者を証人尋問したところ、市委員会による投票者が投票用紙の持ち帰りをしようとした場合

の対応策は十分に説明されているとは言い難かったが、投票者による持ち帰りがないように注意して投票行為を見守るべきであるという認識は浸透していた。しかしながら、投票者が多数に上り混雑したとき、投票管理者等が交替等で席をはずすとき等において、注意が十分でなかった場合もありうることが認められた。

したがって、不足している19枚は、投票者による持ち帰りがあったものと考えることができる。

選挙人による投票用紙の持ち帰りは数の多少はあるが、一般的に過去の各種の選挙において生じていることであり、特に同時選挙の場合においては、投票管理者及び投票立会人の監視に関わらず、持ち帰りと考えられる事例が多く見られる。本件選挙においても佐賀市長選挙と同時選挙であった関係上、持ち帰り票が生じたものとも考えられる。

しかしながら、投票所においては、いかなる理由があつたにせよ、本来、投票者による投票用紙の持ち帰りはあってはならないことであり（公職選挙法施行令第42条）、今後、持ち帰り票の対応については、各選挙管理委員会において検討すべき課題であると考えられる。

(3) 一方、本件当選の効力に関する吉川隆、永渕利己及び永渕義久の各候補者の得票に関して他の候補者に係る票又は無効投票の混入、他の候補者の得票及び無効投票に関して吉川隆、永渕利己又は永渕義久の各候補者に係る票の混入は認められなかった。

また、永渕利己及び永渕義久に係るあん分の対象となつた票数は、本件選挙録の記載と一致し計算にも誤りはなかった。

よつて、次の候補者の得票数は、

中山重俊 1,812票

吉川 隆 1,753票

永渕利己 1,752,774票

で、原決定の内容と一致し、その他の候補者の得票数についても本件選挙録の記載と一致していた。

3 投票の効力について

(1) 平成18年1月13日に行つた申立人永渕利己、持永安之及び傍示暢昭の口頭意見陳述の中で、申立人傍示暢昭は、当委員会が行つた開披再計算の立会人として開披作業を見ていたところ、無効投票の票束中に「としき」（別記）という投票を確認したが、永渕利己の「己」の字は通常

「己」と表記し、これは本来「き」と読むものであるから、この投票は永渕利己の得票に入れるべき投票であるとの主張があった。また、平成18年2月6日付けで申立人の代理人である河西龍太郎から提出された意見書において、「ミ」と「キ」は間違えられやすいので「としみ」を「としき」と勘違いする可能性が十分あるという主張があつた。この指摘があつた投票に關し、當選の効力に影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討を行う。

(2) 投票の効力を判定するに當たつては、公職選挙法第67条後段には「その決定に當つては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されているが、このことにも合理的な限界があり、「投票の記載によっては必ずしも投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との間に若干の類似性があるからといって、これを手がかりとしてたやすく右候補の有効得票と解することは許されない」（昭和51年6月30日最高裁判決）とされている。

(3) このような観点から、この「としき」と記載された投票の効力につい

て判断する。「としき」と記載された投票は、永渕利己（通称「永渕としみ」）の名と3文字中2文字が一致しているが、本件選挙の候補者黒田利人（通称「くろだ利人」）の名「としと」とも3文字中2文字が一致しており、また、本件選挙と同時に執行された市長選挙の候補者「秀島敏行」（通称「ひでしま敏行」）又は候補者「木下敏之」（通称「木下としゆき」）のいずれかの名の「としゆき」を記載するところを「(イ)」の1文字を脱落して「としき」と記載したものとも考えられるため、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの（公職選挙法第68条第1項第8号）と解され、無効とするのが相当である。

第4 結論

以上、吉川隆と永渕利己の得票数に異動がないことから、原決定の取り消しと本件選挙の当選人吉川隆の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成18年2月14日

佐賀県選挙管理委員会

委員長	松尾 紀男
委員	村岡 安廣
委員	門司 健
委員	光山 諸

別記

候補者氏名

投票

の

記

と
し
く

載

◎佐賀県議会議員選挙申立書

平成十七年十一月二十日補足の佐賀市議会議員選挙に於ける選舉の効力に關する審査の申立てについて、別添申立書は次の如様の裁決した。

平成十八年二月二十日

佐賀県選舉管理委員会

審査申立人　永瀬　昇　男

裁　決　書

佐賀県佐賀市高木瀬大字長瀬243番地

審査申立人　永瀬　利　己

佐賀県佐賀市富士町大字杉山1170番地

審査申立人　杉山　和　幸

佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田1114番地の1

審査申立人　持　永　安　之

佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保2539番地1

審査申立人　広瀬　泰　則

佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮2436番地

審査申立人　傍　示　暢　昭

上記審査申立人から平成17年12月16日に提起された平成17年10月23日執行の佐賀市議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

第1　主文

本件審査の申立てを棄却する。

第2　審査申立ての要旨

申立人は、原決定を不服として、平成17年12月16日、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

その理由とするところは、次のとおりである。

① 持ち帰りその他を19票としているが、持ち帰ったことは証明されていない。また、平成になっての前回までの4回の佐賀市議会議員選挙での持ち帰り票は0又は1である。新しく合併した旧町村部においても同様であり、投票用紙を持ち帰る習慣はないといえる。

② この故、どこかに有効票が紛れ込んでいる可能性がある。または市議員会のミスにより紛失したか廃棄された可能性もある。これらの票の中に永瀬利己の得票が存在する可能性がある。また、当落逆転に及ぼす19票の影響誤差率は0.301票となり、0.226票差を上回ることになる。

③ また、公職選挙法施行令（以下「令」という。）第42条には投票しないで退出するものは投票用紙を投票管理者に返さなければならないとあるが、その事を市民に周知させる事（公職選挙法（以下「法」という。）第6条）も、投票所において返付するようにとの指示をしていない。

④ 市委員会は、決定書の中で、全投票用紙及び各得票数の点検を実施したというが、市委員会そのものへの不審を申し立てているのに、立会人も入れることなく、市委員会の内部だけで点検しており、市委員

会発表を間違いないと証明することができる人はいない。

- (5) 職員が2度の読み上げとパソコン入力をする過程で2度とも68票を100票と誤ることは考えられない。市委員会は計算係に対しどう指導していたか。計算係はその指導どおりに実行していたのか。もし市委員会発表のように2回とも間違ったというのであればそのような漫然とした集計をしていたのか。また、2回の集計ともに間違ったという事を承認するのであれば、令第72条をどのように解釈するのか。
- (6) 市委員会の決定書において、開票当時、時間的に早い段階で、その候補者の得票の集計において8回目で68票の票束が作成された経緯が判然としない。

- (7) その候補者の得票の集計において、8回目で68票の票束が回付され、その後9回目に100票の票束に戻っていることに立会人を含めて誰も不審を感じなかつたはずはない。

- (8) このため、本来は100票であった可能性も否定できないし、されば持ち帰りその他が-13票となり当初から何も進展していないことになる。

- (9) これらのことが正確に判断されるよう開票関係者全員の証人調べを要求する。

- (10) すでに市委員会の内部だけで投票用紙の保管箱を数回開閉しており、市委員会が票の操作をしていないことを証明することは不可能である。
- (11) 「責任ある選管は判断に不合理な点がないことを相当の根拠資料に基づいて主張、立証する必要がある。これを尽くさない場合は判断に不合理な点があることが事実上確認されたことになる」という最高裁判例（平成4年10月29日）があるが、今回の市委員会の決定書の説明では以上のような不合理な点が相当存在する。

1 審理の概要

(1) 当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして受理し、市委員会から弁明書を徵するとともに、申立人からは反論書の提出を受け、職権により市委員会に対し本件選舉に係る選舉録の写し（以下「本件選舉録」という。）等関係書類の提出を求め、これを收受し検討を行った。

(2) 本件申立の内容は、市委員会が原決定の中で、19票の持ち帰りが発生しているとしたこと、開票事務において中山重俊候補の票束が本来68票であるところ100票と集計されていたとしたこと及び市委員会が平成17年11月14日から16日にかけて、また同月21日から22日にかけて行った開票結果に係る調査における調査方法への疑義が論点であったため、本件選舉の選舉長、選舉立会人9名、開票事務従事者10名、投票管理者3名、投票立会人2名及び投票事務従事者2名並びにその当時の市委員会委員長、市委員会事務局長及び副局長の合計30名の証人に對し、平成17年12月26日、同月28日、平成18年1月10日、同月12日、同月13日及び同月23日の6日間にわたり証人尋問を行い、さらに申立人に対し平成18年1月13日に口頭意見陳述の機会を与えた。

- (3) 申立人の主張する持ち帰り票の疑義の調査のため、平成18年1月10日から13日の4日間にわたり、佐賀県職員互助会館において、申立人、利害関係人である吉川隆及び市委員会事務局職員の立会いのもと、市委員会が保管する本件選舉に係る全投票用紙の提出を求め、その封印等に異常のないことを確認のうえ、職権により全ての有効投票、無効投票及び本件選舉の投票に用いられなかつた投票用紙（以下「残票」という。）について開披して再計算を行つた。
- (4) 以上の結果を踏まえ、当委員会において議論を重ね、申立人の主張を慎重且つ厳正に審理した。

2 開票の概要及び開票結果に係る調査の概要

開票事務従事者等の証言及び市委員会から提出された「開票事務要領」

によれば、開票作業の手順は、次の(1)及び(2)のように行われたことが認められ、また、当時の市議会委員長等の証言及び市議会から提出された「調査報告書」、「投票済用紙点検実施要領」等によれば、開票結果に係る調査は(3)のように行われたことが認められた。

(1) 本件選挙の開票事務は、平成17年10月23日21時30分から開始された。

開披区分係は、開披台において投票を開披し、候補者の氏名又は氏若しくは名のみが完全かつ明確に記載されており、どの候補者の得票であるかが明白な投票(ただし、あん分の対象となる氏又は名を除く。)(以下「完全有効票」という。)とそれ以外の投票に区分する作業を行い、かつ完全有効票を候補者ごとに回付した。

内容点検係は、候補者の区分に誤りがないかどうかを点検し、枚数計算係に回付した。

枚数計算係は、枚数計算機2台をもって1系列とし、本件選挙は当初6系列をもつて完全有効票を計数し(同時選挙であった市長選挙の計数が終了すれば10系列)、計数を終えた投票をそれぞれ100票ごとに輪ゴムで括し付箋係に回付した。

付箋係は、回付された100票束の中に他の候補者の得票が混入していないか確認し、有効投票決定書に候補者氏名と票数を記入し付箋係欄にチェックマークを付けた上で100票束に添付し第1計算係に回付した。

第1計算係は2人1組になり、1人が候補者ごとに100票束に添付された有効投票決定書に一連番号を記入し、その候補者氏名、番号及び票数を読み上げ、もう1人がそれをパソコンの開票録システムに入力し、読み上げ担当は入力が済んだ有効投票決定書の第1計算係欄にチェックマークを付け開票立会人及び選挙長に回付した。

選挙立会人及び選挙長の点検が終了した完全有効票の票束は第2計算係に回付され、第2計算係は2人1組になり、1人が有効投票決定書に記載された候補者氏名、番号及び票数を読み上げ、もう1人がそれをパ

ソコンの開票録システムに入力し、読み上げ担当は有効投票決定書の第2計算係欄にチェックマークを付け、入力を終えた票束を最終的に保管箱に収納した。

第1計算係で入力が終了した後プリントアウトされた候補者別得票数の集計表と第2計算係でプリントアウトされた集計表は突合され、総務係により報道機関等に速報として発表された。

(2) 市議会は、開票の中間速報においては、できるだけ候補者間の得票数を揃えて発表しようという方針であったが、本件選挙は、平成17年10月1日に旧佐賀市と旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村が合併したことによる選挙であり、定数38に対し52人が立候補し、投票数も合併前の旧市町村単位の選挙と比較すると多かったことから、開披区分の段階で一部の候補者の100票束が集まらなかったり、他方の候補者の100票束は多く集まつたりと、万遍なく候補者の得票数を揃えるのはなかなか困難な状況にあった。

したがって、第1計算係及び第2計算係の開票録システムへの入力作業は、時間帯によって票束が多数回付され入力に忙しい時と票束がなかなか回付されてこない時の仕事量の波があった。開票の中間発表は22時30分から30分おきに発表されていたが、最初の忙しい時間帯は午前0時30分頃からであり、午前1時に発表するために253の票束を約30分で入力している。本来なら読み上げ担当が有効投票決定書に記載された候補者氏名、票束の番号及び票数を確認してその内容を読み上げなくてはならないところ、忙しくなってきた時は処理時間を早めるため、候補者氏名と票束の番号だけを確認し読み上げ、票数は確認も読み上げもしていなかった。入力担当も暗黙の了解によりそれは100票のことだと開票録システムの入力を行っていた。これは第1計算係及び第2計算係の担当者に開票の初期の段階では100票束のみ回付され、100票に満たない票束(以下「端数束」という。)は回付されてこないだろうという思い込みが

あつたためである。

一方、枚数計算係及び付箋係においても同様に忙しい時と票束がなかなか回付されこない時の仕事量の波があり、しかも枚数計算係及び付箋係では候補者ごとに担当を分けており、時間帯によって、係の中でも忙しい者とそうでない者がいたため、係の中でお互いに手伝い合っていた。午前0時30分頃からの最初の忙しい時間帯においても、中山重俊候補を担当する付箋係担当者が自分の担当する候補者の有効投票決定書の記入に忙しかったことから、他の付箋係担当者が中山重俊候補の有効投票決定書の記入を手伝い、その手伝った付箋係担当者は、自分のところに置かれた票束がその票束で中山重俊候補の最終と勘違いしたのか、あるいは付箋係担当の経験が浅かったことで不慣れであったためか、開票の初期の段階で68票の端数束を作ってしまった。そして、その有効投票決定書には事実どおり68と票数を記入した。

その68票の票束がそのまま第1計算係に回付され、第1計算係はその票束の有効投票決定書に記載された票数を確認しないまま100票と開票録システムに入力し、開票立会人及び開票管理者の点検を通り、第2計算係も同様に票数を確認しないまま100票と開票録システムに入力し、その集計が開票の中間速報、最終速報で発表されたものであった。最終速報において、投票者数より投票数が13票多かったというのは、このように32票の事実上存在しない票を集計してしまったことを持ち帰り票が19票あつたために生じたものであり、この不一致により午前4時頃から開票作業に混乱が生じ、再度、全投票の計数を行ったが誤りを見できず、午前6時38分に不一致のまま投票者数、各候補者の得票数等を確定させ選挙会を開会した。

- (3) 市委員会はこの不一致を調査するため、平成17年10月25日から11月3日にかけて、主に残票数、投票所において選挙人から提出された投票所入場券（以下「投票所入場券」という。）数及び選挙人名簿の投票済み

チェック数のそれぞれの数の確認、投票所入場券に記載された選挙人の氏名と選挙人名簿に投票済みのチェックが記載された選挙人の氏名の合を行った（以下「第1回調査」という。）。第1回調査では、不一致の原因が投票者数にあるのではないかという観点から行われたが、残票数から算出される投票者数と投票所入場券の数は一致した。このため、市議会は同年11月4日に「投票者数には誤りがなく、投票数が13票多い」という事実は変わらず、本件選挙の管理執行に瑕疵はなかったものと思う」という調査結果を発表し、その当時の市議会議長は同日の記者会見において、「偽造投票用紙が外部から持ち込まれた可能性が高いのか。」という問い合わせに対し、「そうかも知れない。」と答えた。

同年11月7日に申立人は市議会に対し異議申出書を提出し、市議会はこの異議申出理由の「不正投票があったことは選挙の自由公正を基本とする公職選挙法に違反する。」という主張に対する調査のため、同年11月14日から11月16日にかけて、全投票用紙について偽造投票用紙が混入されていないかどうかの確認を行った（以下「第2回調査」という。）。この第2回調査の調査過程において、中山重俊候補の得票中、票数が68と記載された第8号の有効投票決定書の票束が発見された。これに対し開票録システムでプリントアウトされた有効投票計算書の第8号は100票と記録され集計されていたものであつたため、この時、中山重俊候補の得票及び投票総数に32票の過多が見つかったものである。

このため、市議会は同年11月21日から11月22日にかけて、全候補者の得票数及び無効投票数の再計算を行った（以下「第3回調査」という。）が、それ以外に選挙会の結果との異動は見つかなかつたために、同年11月28日、異議の申出を棄却し、選挙会で決定された中山重俊候補の得票及び投票総数から32票を減じるという決定を行った。

- 3 審理の基準

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙

の規定に違反するがあり、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称する」(昭和61年2月18日最高裁判決)と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落位に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(昭和29年9月24日最高裁判決)とされている。

以上の観点から、順次審査申立理由を判断する。

4 審査申立理由①②③について

(1) 本件選挙の全投票及び残票の開披再計算を行った結果、

投票総数	110,489票
有効投票数	107,844票
無効投票数	2,645票
残票数	49,988枚

であることが確認された。

また、市委員会から提出のあった「不在者投票に関する調書」から不在者投票に係る未返還の投票用紙が7枚あったこと、残票の中にその後返還された投票用紙が3枚あったことが確認され、したがって、現在も未返還のままの投票用紙が4枚あることが認められた。

一方、市委員会から提出のあった投票用紙印刷に係る「物品納入請書」から印刷された投票用紙は160,500枚であったことが確認されたため、差し引き 19枚
が不足していることが認められた。

この数字は、原決定の中の
持ち帰り、その他 19名
の数字と一致する。

(2) この19枚がどういう経緯で発生したのか、当委員会では、選挙長、選舉立会人及び開票事務従事者を証人尋問したが、選挙会場における何人かによる投票の抜き取り又は紛失という事実は認められなかった。

また、投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者を証人尋問したところ、市委員会による投票者が投票用紙の持ち帰りをしようとした場合の対応策は十分に説明されているとは言い難かったが、投票者による持ち帰りがないように注意して投票行為を見守るべきであるという認識は浸透していた。しかしながら、投票者が多数に上り混雑したとき、投票管理者等が交替等で席をはずすとき等において、注意が十分でなかつた場合もありうることが認められた。

したがって、審査申立理由①及び②にいう19票は、選挙人が投票用紙を受け取りながら投票せずに持ち帰ったものと考えることができる。かかる行為は令第37条及び第42条の規定に違反するものではあるが、投票所において、投票管理者及び投票立会人により相当の監視がなされていた以上、上記の昭和61年2月18日の最高裁判決にいう「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること等」には該当せず、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反するもの」とは言えない。

また、同じく投票管理者及び投票立会人による相当の監視があった以上、申立人が審査申立理由③で主張する法第6条第1項に規定する周知義務違反があつたとは認められない。

選挙人による投票用紙の持ち帰りは数の多少はあるが、一般的に過去の各種の選挙において生じていることであり、特に同時選挙の場合においては、投票管理者及び投票立会人の監視に限らず、持ち帰りと考え

られる事例が多く見られる。本件選挙においても佐賀市長選挙と同時選挙であった関係上、持ち帰り票が生じたものとも考えられる。

しかしながら、投票所においては、いかなる理由があつたにせよ、本来、投票者による投票用紙の持ち帰りはあってはならないことであり、今後、持ち帰り票の対応については、各選挙管理委員会において検討すべき課題である。

5 審査申立理由⑤⑥⑦⑧⑨について

審査申立理由⑤にいう職員が2度の読み上げとパソコン入力をする過程で68票を100票と入力していた事実、市議会の指導等については、上記2(2)のとおりである。合第72条は、投票の点検をする場合においては必ず最少限2人で計算して正確を期すという趣旨であり、開票ミスがあつたことは遺憾であったが、これをもつて同条に違反するということはできない。

審査申立理由⑥にいう68票の束が作成された経緯は、上記2(2)のとおりである。

審査申立理由⑦については、証人尋問において68票の束に気付いたという者はいなかった。

審査申立理由⑧については、上記4(2)のとおり投票の抜き取りや紛失があつたという事実が認められない以上、当初から68票であったと言うほかはない。

審査申立理由⑨については、上記1(2)のとおり証人尋問を行った。

以上の申立人の主張は⑤の合第72条の解釈を除き、いずれも本件選挙の事実の究明を求めるもので、選挙の規定に違反することを主張するものではない。

意見書の⑤に「もし数束を重ねて集計をしていたとすれば、そのような集計作業は常態化していたことになり、選挙長及び市議会はその状態を指摘修正せず、漫然と見逃していたことになるが、これは大きな選挙の規定違反に該当することになる。また、このことが68票の束の出現の原因の一つになったと考えられるのであれば、市議会のミスはとてもなく大きい。」という主張があつたが、上記の昭和61年2月18日の最高裁判決にいう「選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること等」に該当するものではなく、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反する」ことがあつたと言うことはできない。

6 市議会の開票事務について

以下、当議会が本件選挙の選挙長及び開票事務従事者並びに市議会

に共通した何らかの意図が働いていたのではないか。」という主張があつた。証人尋問の結果によると、中山重俊候補の第8号の有効投票決定書を記入した付箋係担当者は、その票束だけではなく、他にも開票の初期の段階で端数束を作つており、それは他の開票事務従事者から注意を受け、自分で回収し100票束に作り直している。中山重俊候補の第8号の票束はその回収作業から漏れたものと考えられる。申立人が主張する共通した何らかの意図が働いていたことは認められなかつた。

意見書の④に「第1計算係及び第2計算係の読み上げ担当がチェックを記入するときには重ねたままではなく、チェックを記入すべき有効投票決定書を一番上で見える状態でなければ記入できず、大きな字で書いてある68票の数字は目に入るはずで、二次にわたる計算でその間違いが見つからないはずはない。」という主張があつたが、2(2)のとおり票数の確認を行つていなかつた時間帯があつたことが認められた。

以上の申立人の主張についても本件選挙の事実の究明を求めるもので、選挙の規定に違反することを主張するものではなく、選挙の効力に関する審査申立の理由となるものではない。

事務局長及び副局長に対する証人尋問を行い、その結果、判明したことについて述べる。

- (1) 本件選挙における開票事務は、それぞれの担当者が過去の選挙において同じ事務をした経験者であるという理由により、事務処理の方法等を任せていたことが認められた。選挙日前に開催した開票事務従事者に対する説明会においても、出席者が少なかつたにもかかわらず、欠席者に対する説明はなく、そのまま開票事務に従事することになった。

確かに、開票の早い段階に端数束を回付した枚数計算係及び付箋係の担当者、票数の確認を怠った第1計算係及び第2計算係の担当者について、本件選挙の集計ミスを発生させた原因となる行為は認められた。しかししながら、開票事務を統率すべき選挙長・市委員会が、「端数束はいつもから回付する」「第1計算係と第2計算係の票束の読み上げと入力はこうする」等の具体的指示を説明会又は開票事務の現場で開票事務従事者に徹底していくれば、あるいは、開票事務を注視し、もし誤った事務処理があれば注意するということを行っていれば防げていたミスである。選挙長・市委員会に開票事務全般における責任感やリーダーシップが欠けていたと言わざるをえない。

- (2) また、開票作業において13票の不一致が生じ、再度全投票の計数を行つた際ににおいて、開票録システムでプリントアウトされた有効投票計算書と票束に添付された有効投票決定書を突合していれば、誤りを発見することはでき混亂が大きくならずに済んだはずである。第1計算係と第2計算係が同じ誤りをしないだろうという思い込みから起因したミスであったが、錯誤や齟齬が発生した場合にそれを解決できる対応方法や体制が不十分であったと言わざるをえない。
- (3) 第1回調査の後、市委員会が偽造投票の可能性を示唆したことは、投票者数だけの調査によって、投票総数の内容を調査していない段階で投票者数より投票総数が13票多いと結論付けたもので、結果的に市委員会

への有権者の信頼感を失わせる結果となつた。

以上のように、本件選挙の投・開票作業における管理執行上のミスや第1回調査の発表における不手際があったことは、誠に遺憾であったが、これをもって法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反することがあった」と言うことはできない。

7 審査申立理由④⑩について

異議の申出の審理は職権審理主義に基づいて行われ、その審理における手段、方法等は、法令に定めるがあるものを除き、市委員会の裁量に任されているところである。したがって、市委員会が立会人を入れる措置をとらなかつたとしても、それは市委員会の裁量の範囲内のものと認められるので違法となるものではない。

申立人のいう市委員会の点検というのは、第2回調査及び第3回調査を指すものと考えられるが、市委員会は投票用紙の点検を行つた作業区域内への立ち入りを認めなかつたものの、区域外からの参観は認めており、このため常時数名、異議申出人又は報道関係者が参観していた。参観席から事務従事者席まで最長で12メートル、最短で5メートルの距離であり、障壁もなく角度を変えれば作業内容はよく見える状況にあつたと認められ、市委員会が票の操作をしたという具体的な事実もなく、申立人の主張は理由がない。

8 審査申立理由⑪について

申立人が引用した判例は伊方発電所原子炉設置許可処分に係る取消請求事件であり、これを直ちに本件選挙に適用することはできない。
 また、意見書の①において、申立人傍示暢昭は、当委員会が行つた開披再計算の立会人として開披作業を見ていたところ、無効投票の票束中に「としき」という投票を確認したが、永瀬利己の「己」の字は通常「己」と表記し、市役所でも新聞においても「利己」が使われ、新聞等において「利己」の文字を見ていた選舉人が「ながらふとしき」と読んでいたこと

は十分に理解することができるとの主張があった。

同じく意見書の②において、無効投票の票束中に「ふじやん」という投票を確認したが、藤野靖裕市議会議員は民主党の中では「ふじやん」と常に呼ばれており、選舉人が候補者名を記入するときにこれを記載したものではないかとの主張があった。

これら①②はいずれも、これをもって法第205条第1項にいう「選舉の規定に違反することがあった」ということはできず、当選の効力に関する審査の申立ての理由にはなっても、選舉の効力に関する審査の申立ての理由になるものではない。

第4 結論

以上により、原決定を取り消し、本件選舉を無効とする裁決を求める申立人の主張には、すべて理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成18年2月14日

佐賀県選舉管理委員会

委員長	松 尾 紀 男
委 員	村 岡 安 廣
委 員	門 司 健
委 員	光 山 晴

●佐賀県選舉管理委員会の申立て理由

平成十七年十二月二十一日執行の佐賀市議会議員選舉における選舉の效力に關する審査の申立ての理由として、
申立の母地にて立候補して、當選された次のとおりの裁決した。
平成十八年二月二十一日

佐賀県選舉管理委員会
審査申立てを棄却する。

裁 決 書

佐賀県佐賀市末広二丁目13番32号

審査申立て人 坂口 正雄

上記審査申立て人から平成17年12月16日に提起された平成17年10月23日執行の佐賀市議員選舉における選舉の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

第1 主文

本件審査の申立てを棄却する。

第2 審査申立ての要旨

平成17年10月23日執行の佐賀市議員選舉（以下「本件選舉」という。）について、永瀬利己、杉山和幸、持永安之、廣瀬泰則及び傍示暢昭は、平成17年11月7日に佐賀市選舉管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して選舉の効力及び当選の効力に関する異議の申出を提起したが、市委員会は平成17年11月28日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

審査申立て人（以下「申立て人」という。）は、原決定を不服として、平成17年12月16日、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選舉を無効とする裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

その理由とすることは、次のとおりである。

- ① -13票あるいは+19票は投票行為・開票行為での増減にあたるもので、
公職選舉法（以下「法」という。）第1条、第237条第3項、第4項及び公職選舉法施行令（以下「令」という。）第37条、第42条の法規手続の違反によってのものである。
- ② 民主主義の根幹である選舉業務に携わる者の、認識の欠如による重複する瑕疵は、選舉全般の信頼と疑惑を生じさせた。法第6条の周知

徹底義務違反である。

(3) 選挙会における義務を完遂し得ていない。1人の立会人を疎外して、

署名行為を行い終結させた。法第80条、第83条違反である。

(4) 上記①②③に關わる5回の瑕疵は全般にわたっての厳正執行を疑わ

しめ、投票せる19の不明票は選挙の当落の結果に充分異動を及ぼす

可能性をもっている。更に入れ込みX票持去りX票の同時操作も可能

にする漫然開票の実態が容易に推察できる。

第3 裁決の理由

1 審理の概要

(1) 当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして受理し、市議会から弁明書を徵するとともに、申立人からは反論書の提出を受け、職権により市議会に対し本件選挙に係る選挙録の写し（以下「本件選挙録」という。）等関係書類の提出を求め、これを收受し検討を行った。

(2) 本件申立ての内容は、市議会が原決定の中で、19票の持ち帰りが発生しているとしたこと、選挙会において選挙立会人の1人が署名しなかつたにもかかわらず開会したこと及び開票作業において投票の入れ込みや抜き取りが推察できるということが論点であったため、本件選挙の選舉長、選挙立会人9名、開票事務従事者10名、投票管理者3名、投票立会人2名及び投票事務従事者2名並びにその当時の市議会議員長、市議会事務局長及び副局長の合計30名の証人に對し、平成17年12月26日、同月28日、平成18年1月10日、同月12日、同月13日及び同月23日の6日間にわたり証人尋問を行い、さらに申立人に対し平成18年2月3日に口頭意見陳述の機会を与えた。

(3) 申立人の主張する持ち帰り票の疑義の調査のため、平成18年1月10日から13日の4日間にわたり、佐賀県職員互助会館において、申立人、利害関係人である吉川隆及び市議会事務局職員の立会いのもと、市議

会の保管する本件選挙に係る全投票用紙の提出を求め、その封印等に異常のないことを確認のうえ、職権により全ての有効投票、無効投票及び

本件選挙の投票に用いられなかつた投票用紙（以下「廃票」という。）

について開披して再計算を行つた。

(4) 以上の結果を踏まえ、当委員会において議論を重ね、申立人の主張を慎重且つ厳正に審理した。

2 開票の概要及び開票結果に係る調査の概要

開票事務従事者等の証言及び市議会から提出された「開票事務要領」によれば、開票の手順は、次の(1)及び(2)のように行われたことが認められ、また、当時の市議会議員長等の証言及び市議会から提出された「調査報告書」、「投票済用紙点検実施要領」等によれば、開票結果に係る調査は(3)のように行われたことが認められた。

(1) 本件選挙の開票事務は、平成17年10月23日21時30分から開始された。

開披区分係は、開披台において投票を開披し、候補者の氏名又は氏若しくは名のみが完全かつ明確に記載されており、どの候補者の得票であるかが明白な投票（ただし、あん分の対象となる氏又は名を除く。）（以下「完全有効票」という。）とそれ以外の投票に区分する作業を行い、かつ完全有効票を候補者ごとに区分し、内容点検係に回付した。

内容点検係は、候補者の区分に誤りがないかどうかを点検し、枚数計算係に回付した。

枚数計算係は、枚数計算機2台をもつて1系列とし、本件選挙は当初6系列をもつて完全有効票を計数し（同時選挙であった市長選挙の計数が終了すれば10系列）、計数を終えた投票をそれぞれ10票ごとに輪ゴムで括束し付箋係に回付した。

付箋係は、回付された100票束の中に他の候補者の得票が混入していないか確認し、有効投票決定書に候補者氏名と票数を記入し付箋係欄にチェックマークを付けた上で100票束に添付し第1計算係に回付した。

第1計算係は2人1組になり、1人が候補者ごとに100票束に添付された有効投票決定書に一連番号を記入し、その候補者氏名、番号及び票数を読み上げ、もう1人がそれをパソコンの開票録システムに入力し、読み上げ担当は入力が済んだ有効投票決定書の第1計算係欄にチェックマークを付け開票立会人及び選挙長に回付した。

選挙立会人及び選挙長の点検が終了した完全有効票の票束は第2計算係に回付され、第2計算係は2人1組になり、1人が有効投票決定書に記載された候補者氏名、番号及び票数を読み上げ、もう1人がそれをパソコンの開票録システムに入力し、読み上げ担当は有効投票決定書の第2計算係欄にチェックマークを付け、入力を終えた票束を最終的に保管箱に収納した。

(2) 市委員会は、開票の中間速報においては、できるだけ候補者別得票数

の集計表と第2計算係でプリントアウトされた集計表は契合され、総務係により報道機関等に速報として発表された。

一方、枚数計算係及び付箋係においても同様に忙しい時と票束がなかなか回付されてこない時の仕事量の波があり、しかも枚数計算係及び付箋係では候補者ごとに担当を分けており、時間帯によって、係の中でも忙しい者とそうでない者がいたため、係の中でお互いに手伝い合つていた。午前0時30分頃からの最初の忙しい時間帯においても、中山重俊候補を担当する付箋係担当者が自分の担当する候補者の有効投票決定書の記入に忙しかったことから、他の付箋係担当者が中山重俊候補の有効投票決定書の記入を手伝い、その手伝った付箋係担当者は、自分のところに置かれた票束がその票束で中山重俊候補の最終と勘違いしたのか、あるいは付箋係担当の経験が浅かったことで不慣れであったためか、開票の初期の段階で68票の端数束を作ってしまった。そして、その有効投票決定書には事実どおり68と票数を記入した。

したがって、第1計算係及び第2計算係の開票録システムへの入力作業は、時間帯によって票束が多数回付され入力に忙しい時と票束がなかなか回付されこない時の仕事量の波があった。開票の中間発表は22時30分から30分おきに発表されていたが、最初の忙しい時間帯は午前0時30分頃からあり、午前1時に発表するために253の票束を約30分で入

力している。本来なら読み上げ担当が有効投票決定書に記載された候補者氏名、票束の番号及び票数を確認してその内容を読み上げなくてはならないところ、忙しくなってきた時は処理時間を早めるため、候補者氏名と票束の番号だけを確認し読み上げ、票数は確認も読み上げもしていないかった。入力担当も暗黙の了解によりそれは100票のことだと開票録システムの入力を行っていた。これは第1計算係及び第2計算係の担当者に開票の初期の段階では100票束のみ回付され、100票に満たない票束(以下「端数束」という。)は回付されてこないだらうという思い込みがあつたためである。

その68票の票束がそのまま第1計算係に回付され、第1計算係はその票束の有効投票決定書に記載された票数を確認しないまま100票と開票録システムに入力し、開票立会人及び開票管理者の点検を通り、第2計算係も同様に票数を確認しないまま100票と開票録システムに入力し、その集計が開票の中間速報、最終速報で発表されたものであった。

最終速報において、投票者数より投票数が13票多かったというのは、

このように32票の事実上存在しない票を集計してしまったことと持ち帰り票が19票あつたために生じたものであり、この不一致により午前4時頃から開票作業に混乱が生じ、再度、全投票の計数を行ったが誤りを発見できず、午前6時38分に不一致のまま投票者数、各候補者の得票数等を確定させ選挙会を開会した。この不一致に納得しなかった選挙立会人の一人が選挙録への署名を拒否している。

(3) 市委員会はこの不一致を調査するため、平成17年10月25日から11月3日にかけて、主に残票数、投票所において選挙人から提出された投票所入場券（以下「投票所入場券」という。）数及び選挙人名簿の投票済み

チェック数のそれぞれの数の確認、投票所入場券に記載された選挙人の氏名と選挙人名簿に投票済みのチェックが記載された選挙人の氏名の契合を行った（以下「第1回調査」という。）。第1回調査では、不一致の原因が投票者数にあるのではないかという観点から行われたが、残票数から算出される投票者数と投票所入場券の数は一致した。このため、市委員会は同年11月4日に「投票者数には誤りがなく、投票数が13票多い」という事実は変わらず、本件選挙の管理執行に瑕疵はなかったものと思う」という調査結果を発表し、その当時の市議員会委員長は同日の記者会見において、「偽造投票用紙が外部から持ち込まれた可能性が高いのか。」という問い合わせに対し、「そうかも知れない。」と答えた。

同年11月7日に永瀬利己、杉山和幸、持永安之、広瀬泰則及び傍示暢昭は、市議員会に対し異議申出書を提出し、市議員会はこの異議申出理由の「不正投票があつたことは選挙の自由公正を基本とする公職選挙法に違反する。」という主張に対する調査のため、同年11月14日から11月16日にかけて、全投票用紙について偽造投票用紙が混入されていないかどうかの確認を行った（以下「第2回調査」という。）。この第2回調査の調査過程において、中山重俊候補の得票中、票数が68と記載された第8号の有効投票決定書の票束が発見された。これに対し開票録システム

でプリントアウトされた有効投票計算書の第8号は100票と記録され集計されていたものであったため、この時、中山重俊候補の得票及び投票総数に32票の過多が見つかったものである。

このため、市議員会は同年11月21日から11月22日にかけて、全候補者の得票数及び無効投票数の再計算を行った（以下「第3回調査」という。）が、それ以外に選挙会の結果との異動は見つからなかつたために、同年11月28日、異議の申出を棄却し、選挙会で決定された中山重俊候補の得票及び投票総数から32票を減じるという決定を行った。

3 審理の基準

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称する」（昭和61年2月18日最高裁判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

以上の観点から、順次審査申立理由を判断する。

4 審査申立理由①②④について

- (1) 本件選挙の全投票及び残票の開披再計算を行った結果、
投票総数 110,489票
- 有効投票数 107,844票
- 無効投票数 2,645票

残票数 49,988枚

であるということが確認された。

また、市議員会から提出のあった「不在者投票に関する調書」から不在者投票に係る未返還の投票用紙が7枚あったこと、残票の中にその後返還された投票用紙が3枚あったことが確認され、したがって、現在も未返還のままの投票用紙が4枚あることが認められた。

一方、市議員会から提出のあった投票用紙印刷に係る「物品納入請求書」から印刷された投票用紙は160,500枚であったことが確認されたため、

差し引き 19枚

が不足していることが認められた。

この数字は、原決定の中の

持ち帰り、その他 19名

の数字と一致する。

(2) この19枚がどういう経緯で発生したのか、当委員会では、選挙長、選挙立会人及び開票事務従事者を証人尋問したが、選挙会場における何人かによる投票の抜き取り又は入れ込みという事実は認められなかつた。

また、投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者を証人尋問したところ、市議員会による投票者が投票用紙の持ち帰りをしようとした場合の対応策は十分に説明されているとは言い難かつたが、投票者による持ち帰りがないように注意して投票行為を見守るべきであるという認識は浸透していた。しかしながら、投票者が多数に上り混雑したとき、投票管理者等が交替等で席をはずすとき等において、注意が十分でなかつた場合もありうることが認められた。

したがって、審査申立理由①及び④にいう19票は、選挙人が投票用紙を受け取りながら投票せずに持ち帰ったものと考えることができる。かかる行為は令第37条及び第42条の規定に違反するものではあるが、投票所において、投票管理者及び投票立会人により相当の監視がなされてい

た以上、上記の昭和61年2月18日の最高裁判決にいう「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること等」には該当せず、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反するもの」とは言えない。また、投票の抜き取りや入れ込みがない以上、法第237条第3項、第4項に違反するものではなく、法第1条違反や法第6条違反とすべきものも特に認められない。

選挙人による投票用紙の持ち帰りは数の多少はあるが、一般的に過去の各種の選挙において生じていることであり、特に同時選挙の場合においては、投票管理者及び投票立会人の監視に關わらず、持ち帰りと考えられる事例が多く見られる。本件選挙においても佐賀市長選挙と同時選挙であった關係上、持ち帰り票が生じたものとも考えられる。

しかしながら、投票所においては、いかなる理由があつたにせよ、本来、投票者による投票用紙の持ち帰りはあってはならないことであり、今後、持ち帰り票の対応については、各選挙管理委員会において検討すべき課題である。

5 審査申立理由③について

選挙会における決定権者は選挙長であり、選挙立会人の一人が不服の申立てをしたとしても、選挙長が最終決定を行つたものであるから、これをもつて選挙会に不備があつたと言うことはできない。

また、選挙録は選挙会に関する顛末を記載し、その事実を証明するため作成する記録にすぎないものであるから、選挙録に選挙立会人の一人の署名を欠いていたとしても、これをもつて選挙全体の効力に影響を及ぼすものではない。

6 市議員会の開票事務について

以下、当委員会が本件選挙の選挙長及び開票事務従事者並びに市議員会事務局長及び副局長に対する証人尋問を行い、その結果、判明したことについて述べる。

(1) 本件選挙における開票事務は、それぞれの担当者が過去の選挙において同じ事務をした経験者であるという理由により、事務処理の方法等を任せていたことが認められた。選挙日前に開催した開票事務従事者に対する説明会においても、出席者が少なかつたにもかかわらず、欠席者に對する説明はなく、そのまま開票事務に従事することになった。

確かに、開票の早い段階に端数束を回付した枚数計算係及び付箋係の担当者、票数の確認を怠った第1計算係及び第2計算係の担当者について、本件選挙の集計ミスを発生させた原因となる行為は認められた。しかししながら、開票事務を統率すべき選挙長・市委員会が、「端数束はいつから回付する」「第1計算係と第2計算係の票束の読み上げと入力はこうする」等の具体的指示を説明会又は開票事務の現場で開票事務従事者に徹底していれば、あるいは、開票事務を注視し、もし誤った事務処理があれば注意するということを行っていれば防げていたミスである。選挙長・市委員会に開票事務全般における責任感やリーダーシップが欠けていたと言わざるをえない。

(2) また、開票作業において13票の不一致が生じ、再度全投票の計数を行つた際ににおいて、開票録システムでプリントアウトされた有効投票計算書と票束に添付された有効投票決定書を突合していれば、誤りを発見することができ混乱が大きくならずに済んだはずである。第1計算係と第2計算係が同じ誤りをしないだろうという思い込みから起因したミスであったが、錯誤や齟齬が発生した場合にそれを解決できる対応方法や体制が不十分であったと言わざるをえない。

(3) 第1回調査の後、市委員会が偽造投票の可能性を示唆したことは、投票者数だけの調査によって、投票総数の内容を調査していない段階で投票者数より投票総数が13票多いと結論付けたもので、結果的に市委員会への有権者の信頼感を失わせる結果となつた。

以上のように、本件選挙の投・開票作業における管理執行上のミスや

第1回調査の発表における不手際があったことは、誠に遺憾であったが、これをもって法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反することがあった」と言うことはできない。

第4 結論

以上により、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求める申立人の主張には、すべて理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成18年2月14日

佐賀県選挙管理委員会

委員長	松尾紀男
委員	村岡安廣
委員	門司健
委員	光山渚

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷